

1. 「人間ドック補助制度」について



人間ドック補助を希望される方は、**来年1月末までに**申請書をご提出ください。年末になると込み合いますので、お早めに受診されるようにお勧めします。40歳を超えると「生活習慣病」や「乳がん」、50歳を超えると「胃がん」などの罹患率が高くなると言われています。加齢とともにリスクが増加していきますので、年齢の高い方は特にお勧めです。

キッコーマン健保加入
本人&家族
30才以上が対象

人間ドック利用料の7割補助、上限5万円(医療機関の領収書本書必要)
<4月~翌年1月 年1回> キッコーマン総合病院または人間ドック実施の病院にて

2. ご家族の方向け「健診補助制度」について

キッコーマン健保組合では、ご家族向けの健診補助制度が「キッコーマン被扶養者健診制度」「人間ドック補助」のどちらかを選択できます。

【キッコーマン被扶養者健診補助制度】

35才以上が対象

定期健診項目+「乳がん」「子宮頸がん」自己負担5千円(病院施設の場合)

キッコーマン総合病院または「けんぽ共同健診」の全国提携病院や巡回会場にて

受診期間は、4月から来年1月まで。

詳細は、ご自宅届の案内冊子(4月中旬発送)にてご確認願います。



3. 「事実婚パートナー」の被扶養者認定について

事実婚パートナーを健康保険組合の被扶養者として加入申請される場合、続柄欄に「夫(未届)または妻(未届)」の記載のある住民票を添えて、申請してください。

「届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」(届け出さえすれば法律上の夫婦とすることができる者)を、健康保険組合は被扶養者として認定することが可能です。ただし、法律上の夫婦の場合と同様に、扶養の事実や国内居住が前提要件となります。